

生活環境の整備

県の広域化計画に則した広域処理体制の確立を図ります。

存施設の老朽化が激しいことから、早急な施設の整備を行います。

豊かな自然や美しい景観

を保持し、自然にやさしい快適な環境づくりを進めるこ

とが、循環型社会づくりの一歩です。

このため、近年増加の一途をたどっている一般廃棄物については、減量化・再資源化の意識高揚に努めるとともに、最終処分場を含めたごみ処理の郡内一本化の意識高揚や

防止体制の強化や環境に配慮した生産活動展開のための意識高揚を図りながら、産業活動等においても環境保



地域福祉の充実



介護予防・生活支援のための「生活リハビリ教室」

の導入などにむけた総合的な計画づくりを推進し、早期の事業化を図っていきます。

当面は、合併浄化槽設置の普及に努め、点在している集落の生活排水対策を推進し、

中心市街地以外の集落密集地での農業集落排水事業等

河川上流地域としての責務を果たします。

保健・医療の充実

子どもから高齢者までを対象とした、健康増進施設の整備や母と子の健康づくりのための育児支援及び各種健診体制の充実と、生涯を通じた健康づくり事業をすすめ、保健・医療・福祉等を包括した総合的な推進体制の整備に努めます。



害者の自立と社会参加推進のための環境整備に努めます。

高齢者福祉は、平成十二年四月から導入された介護保険制度の啓発推進や介護予防・生活支援事業、生

きがい対策事業の推進など、保健・医療と連携し、さらなる充実を図ります。